

「妊婦のための支援給付」 のご案内



令和7年4月より、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、認定を受けた方には「妊婦支援給付金」が2回に分けて支給されます。これに伴い、従来の出産・子育て応援給付金事業は令和7年3月末で終了し、「妊婦のための支援給付」へ移行します。

なお、「妊婦のための支援給付」は、妊婦への支援を総合的に行うため、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）による面談と合わせて一体的に実施します。



「妊婦支援給付金」は2回に分けて支給されます

	1回目 (妊婦給付認定後)	2回目 (胎児の数の届出後)
支給額	妊婦一人あたり5万円	妊娠しているこども一人あたり5万円 (流産・死産を含む)
申請時期 (注) 期限を 過ぎてしまうと、受付できない場合があります。	胎児の心拍が医療機関において確認され妊娠が確定した日より2年間 (注) 胎児の心拍が確認された日が令和7年3月31日以前の場合は、令和7年4月1日から2年間	出産予定日の8週間前の日（死産・流産した時はその日）より2年間

1 回目の給付金の支給の流れ

STEP 1

妊娠届出時にアンケートに回答し、面談を受ける

STEP 2

次の書類を提出してください

- ◆妊婦給付認定申請書
- ◆振込口座を証明できる書類
(通帳の写し、キャッシュカードのコピーなど)

キャッシュカードには「**代理人カード**」があります。

申請者本人の氏名が記載されている場合でも、代理人カードの口座へは、振り込みできません。

※申請者は妊娠届を提出した**妊婦の方**となります

※内容を確認できましたら、妊婦給付認定通知書と妊婦支援給付金支払決定通知書をお送りし、指定された口座に妊婦支援給付金（5万円）を振り込みます。

2 回目の給付金の支給の流れ

STEP 1

新生児訪問時にアンケートに回答し、面談を受ける

STEP 2

次の書類を提出してください

- ◆胎児の数の届出書
- ◆振込口座を証明できる書類
(通帳の写し、キャッシュカードのコピーなど)

キャッシュカードには「**代理人カード**」があります。

申請者本人の氏名が記載されている場合でも、代理人カードの口座へは、振り込みできません。

※申請者は妊娠届を提出した妊婦の方（胎児の母）となります

※内容を確認できましたら、妊婦支援給付金支払決定通知書をお送りし、指定された口座に妊婦支援給付金（5万円×胎児の数）を振り込みます。

ご注意ください

※申請者（妊婦及び胎児の母）と異なる口座名義人への振り込みはできません。

※他市町村で既に妊婦支援給付金を受給された方は対象外となります。

※妊婦支援給付金を受給された後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。



広陵町けんこう福祉部けんこう推進課

0745-55-6887(受付時間:平日8:30~17:15)